

テクノロジー教育執筆要項

1. 原稿の形式

- (1) 論文の長さは原則として刷り上がり 12 ページ以内とする。
- (2) 原稿は別途定めるワープロソフト(MS-Word)の電子ファイルの書式に準拠して執筆する。
- (3) 原稿用紙はA4判縦長横書きとし、上下 30 mm、左右 15 mm の余白を設ける。本文は概ね 24 文字×46 行、横2段組とする。
- (4) 和文原稿は次の順序にまとめて作成する。
 - 1) 題名(和文), 題名(英文), 著者名(和文), 著者名(英文), 2) 要旨(和文 200~400 字以内), キーワード(和文 5 個以内), 3) 本文(和文), 4) 要旨(英文, 100~300 語, 省略可), キーワード(英語 5 個以内, 1 個のキーワードは 3 単語以内, 省略可)
- (5) 英文原稿は次の順序にまとめて作成する。
 - 1) 題名(英文), 著者名(英文), 2) 要旨(英文 100~300 語), キーワード(英語 5 個以内, 1 個のキーワードは 3 単語以内), 3) 本文(英文)
- (6) 著者名の英文表記は、名は頭文字のみ大文字、姓は全て大文字とする。
- (7) 和文原稿、欧文原稿ともに、第1ページ1段末尾に受付年月日および受理年月日を記入するために 2 行あけ、その下に著者の所属と口頭発表の年月日(該当する場合)を記入する。

2. 論文題名

- (1) 題名は簡潔で原稿の内容を的確に表すものとする。
- (2) 論文が一連の内容の投稿の場合、主題名の後ろに“(第1報)”,“(第2報)”, 英文では“I”, “II”などと表記し、原稿の内容を的確に表す副題を必ず付ける。
- (3) 欄外表題は 35 字以内とする。

3. 本文

- (1) 本文の分けには、1., 1.1, 1.1.1 のようなポイントシステムを用いる。さらに下位の分けが必要な場合は、(a), (b)を用いる。
- (2) 文章は原則として常用漢字、現代かなづかいによって口語体で簡潔明瞭に記述する。
- (3) 用語は原則として文部科学省編の「学術用語集」、JIS, JASに従う。
- (4) 数字の位取りの表示は 0.358, 4620, 1.56×10^{-3} などの形式を用い、.358, 4,620, $1.56 \cdot 10^{-3}$ などの形式は用いない。
- (5) 単位は原則としてSI単位を用い、その表示方法は JIS Z 8203 に従う。
- (6) 数学記号、量記号の表示方法はそれぞれ JIS Z 8201, JIS Z 8202 に従う。

4. 注および引用文献

- (1) 注および引用文献はこの順で本文末に一括して記述する。
- (2) 注の番号は1注ごとに通し番号とし、^{※1}, ^{※2}などの記号を用いる。
- (3) 引用文献の番号は1引用ごとに通し番号とし、本文の引用箇所右肩に小括弧を付けて番号を記入する。
- (4) 引用の形式は論文の場合、片括弧番号・著者・論文題名・誌名・巻(号)・ページ・発行年の順で記述する。
例： 1) 中国太郎：論文題名, ○○○○学会誌, 30(1), 20-26, (2008).
単行本の場合、片括弧番号・著者・書名・発行所・ページ・発行年の順で記述する。
- (5) 未発表のデータは引用文献とはせず、本文中で注記する。ただし、論文として投稿中の場合は、“(投稿中)”又は“(印刷中)”と表記して引用文献に含めることができる。
- (6) 著者名は連名者を含めて全員を記載する。“ほか○名”や“*et al.*”などは用いない。

5. 図および表

- (1) 図および表はその外側に罫線のないものを作成し、原稿に直接挿入する。
- (2) 図は白黒あるいはカラーとする。線と文字は黒色とし、線の太さと文字の大きさを適切なものにする。
- (3) 写真は図として扱う。写真は白黒あるいはカラーとする。写真は良好なコントラストを有する鮮明なものを用いる。

- (4) 図の表題は図の下部に、表の表題は上部に記載する。それぞれ通し番号(図1, 表1, Fig.1, Table 1 など)を付ける。
- (5) 図および表の表題は簡略で内容をよく表すものとする。必要に応じて図の説明, 表の注を付記する。表題, 説明, 注は、本文を参照しなくてもそれだけで図や表の内容が理解できるように記述する。
- (6) 表は刷り上がり1ページに収まる大きさを限度とする。

6. 別刷

- (1) 別刷は作成しない。

付則

- この要項は、平成22年 5月29日より施行する。
- この要項は、平成23年 6月 4日より施行する。
- この要項は、平成29年 3月22日より施行する。
- この要項は、平成29年 6月 1日より施行する。
- この要項は、令和 3年11月13日より施行する。

【執筆要項別項(審査基準)】

投稿された論文は全て審査を受けて、その採否が決定される。

1. 審査基準

- (1) 投稿された論文は以下の基準に基づいて掲載の可否が判定される。
1. 内容の新規性あるいは実用上の有用性
 2. 結果および記述の信頼性
- (2) 投稿論文に対して、編集委員会において審査員2名が決定される。審査員の氏名は公表しない。著者との連絡は全て編集委員会が行い、審査員が著者と直接連絡しないこととする。
- (3) 論文は、審査員が(1)の基準に照らし総合的に審査され、次のいずれかに判定される。
- a. このまま掲載可
 - b. 指摘の点を著者が修正したのちに掲載可
 - c. 指摘の点を著者が修正したのちに再審査が必要
 - d. 掲載不可
- (4) 審査員2名の判定結果がaもしくはbの場合、審査が終了して掲載可となる。判定結果にcがある場合、審査員の指摘に従って内容を修正した上で、再審査を受ける必要がある。審査員2名共にdと判定した場合、投稿原稿は却下されるが、1名のみがdと判定した場合には編集委員会において掲載可否の判定を行う。